

令和8年8月吉日

会 員 各 位

遠 軽 商 工 会 議 所
会 頭 渡 邊 博 行
(公 印 省 略)

令和8年度 会員企業役員・従業員表彰式の開催について

拝啓 盛夏の候 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当会議所の運営に関しまして、格別なるご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別紙表彰規則および実施要綱のとおり開催いたします。

つきましては、表彰該当者を別紙申請書により推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、勤続25年以上の被表彰者に対し、遠軽町より感謝状ならびに記念品が贈呈されますので、事業所に永年にわたり貢献されている従業員の方のご推薦方につきましても、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。(遠軽町からの感謝状は、過去にご推薦いただき授与されている方は該当いたしません)

敬具

記

1. 添付書類 (1) 会員企業従業員表彰規則 (別紙1)
 (2) 令和8年度会員企業役員・従業員表彰式実施要綱 (別紙2)
 (3) 令和8年度会員企業役員・従業員表彰申請書 (別紙3)
 (4) 令和8年度特別功績・功労者申請書 (別紙4)
2. 申込締切 令和8年8月20日 (木)
3. 申込・問い合わせ先 担当：西野 (TEL 42-5201/FAX 42-5134)

以 上

会員企業従業者表彰規則

遠軽商工会議所

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、遠軽商工会議所（以下「商工会議所」という）の会員である企業及び経済関係団体（以下「会員企業」という）の役員（個人企業の事業主を含む。以下同じ）及び従業員（以下「会員企業従業者」という）に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 会員企業従業者の表彰は、次の各項のいずれかに該当する者に対して、審査の上これを行う。

2. 永年勤続功労者は、次の各号に該当する者

- (1) 会員企業の役員に 5 年以上在任し、その事業所に特に功労があった者
- (2) 会員企業の従業者のうち、5 年以上勤続して功労があり、他の模範と認められる者
- (3) 前号の規定により表彰を受けた者であって、当該表彰を受けた日から 5 年以上引き続き同一の会員企業に就業し、かつ、これらの規定のいずれかに該当するもの

3. 特別功績功労者は、次の各号に該当する者

- (1) 技能を競う全道、全国規模等の大会において優秀な成績を収めた者
- (2) 商工業界及び地域社会の発展に貢献したと認められる者

(表彰の決定)

第 3 条 会員企業従業者の表彰は、会員企業の申請により常議員会に諮って決定するものとする。

(表彰の申請手続)

第 4 条 前条の申請をするときは、その申請書に被表彰者の経歴書を添付するものとする。

(表彰の方法)

第 5 条 会員企業従業者の表彰は、表彰状のほか、記念品を贈呈してこれを行うことができる。

2. 勤続 20 年から 29 年に亘る被表彰者は、北海道商工会議所連合会表彰規程に基づき、北海道商工会議所連合会会頭との連名により表彰状を贈呈する。

3. 勤続30年以上に亘る被表彰者は、日本商工会議所表彰規則に基づき、日本商工会議所会頭との連名により表彰状を贈呈する。
4. 表彰の実施要領及び登録料並びに負担金については常議員会において決定する。

(年数の計算)

第6条 会員企業従業員の表彰に係る年数計算は、次によって行うものとする。

- (1) 退任又は退職した場合であっても、5年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
 - (2) 合併、譲渡又は内容若しくは組織の変更（以下この号において「合併等」という）があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。
2. この規則に定める勤続年数の算定は、当該年度の9月30日に到来する年数とする。

(表彰の取消し)

第7条 表彰の申請書その他被表彰者の経歴書等の添付書面に不実の記載があることが判明したときは、直ちに表彰を取り消すものとする。

(委 任)

第8条 この規則に定めるほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

付 則

1. この規則は、昭和50年 8月 1日から施行する
2. この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する
3. この規則は、平成 8年 9月30日から施行する
4. この規則は、平成24年 6月 4日から施行する

令和 8 年度 会員企業役員・従業員表彰式実施要綱

1. 実施日時 令和 8 年 1 1 月 6 日（金）
（1）表彰式 午後 6 時 0 0 分
（2）懇親会 午後 6 時 3 0 分
2. 会 場 ホテルサンシャイン（遠軽町大通北 1 丁目）
3. 表彰の決定 1 0 月開催予定の常議員会において審査・決定
4. 表彰の方法 会頭名による表彰状と記念品を授与しますが、勤続年数 2 0 ～ 2 9 年の方は北海道商工会議所連合会会頭、3 0 年以上の方は日本商工会議所会頭との連名となります。
5. 推薦対象 ①会員企業の役員に 5 年以上在任し、その事業所に特に功労のあった者
②会員企業の従業員のうち、5 年以上勤続して功労があり、他の模範と認められた者
③上記①②の規定により表彰を受けた者であって、当該表彰を受けた日から 5 年以上引き続き同一の会員企業に就業し、かつ、これらの規定のいずれかに該当する者
④技能を競う全道、全国規模等の大会において優秀な成績を収めた者または商工業界および地域社会の発展に貢献したと認められる者
⑤推薦基準日は、令和 8 年 9 月 3 0 日です。
6. 推薦期間 7 月 3 0 日（木）～8 月 2 0 日（木）
7. 登録料 被表彰者 1 名につき、4, 0 0 0 円
（懇親会出欠の有無にかかわらずご負担いただきます）
8. 来 賓 遠軽町長ならびに遠軽町議会議長
9. そ の 他 懇親会出席の事業主の方には、別途、懇親会費をご負担いただきます。（被表彰者の方は、懇親会出席の有無にかかわらず、上記登録料のご負担のみとなります）

以 上

令和 8 年度 会員企業役員・従業員表彰申請書

枚中／ 枚目

令和 8 年 月 日

遠 軽 商 工 会 議 所
会 頭 渡 邊 博 行 殿

所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 名
電 話 番 号

下記の者を貴商工会議所表彰の被表彰者として申請いたします。

ふ り が な 氏 名	性別	生 年 月 日	住 所	職 名	就 職 年 月 日	勤続年数
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年
	男・女	昭 ・ 平 年 月 日			昭 平 令 年 月 日	年

※申込締切は、8月20日（木）までとなります。
※申請書が不足する場合は、コピーしてご使用願います。
※本申請書にご記入いただいた個人情報につきましては、役員・従業員表彰における表彰審査および役員・従業員表彰に関する連絡等に使用いたします。
また、氏名・勤続年数・事業所名につきましては、被表彰者名簿にて公開いたします。

【別紙 4】

令和 8 年 8 月 吉日

会 員 各 位

遠 軽 商 工 会 議 所
会 頭 渡 邊 博 行

令和 8 年度 特別功績者・功労者の推薦について

商工業界・事業所の発展に特に寄与した事業主、法人の役員および従業員に対し、会員企業従業員表彰規則に基づき特別表彰をいたしますので、ご推薦賜りたくご案内申しあげます。

- 表彰対象の範囲は、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年の審査日までの期間で次に該当する者
 - 全道ならびに全国大会等において上位(3 位以内)に入賞した者
 - ①に準ずると判断できる者
 - 商工業界および地域社会の発展に貢献したと認められる者
- 表彰については、会員企業従業員表彰規則に準ずるものとする。

キ リ ト リ

令和 8 年度 特別功績・功労者申請書

令和 8 年 月 日

事業所名		印	TEL	
ふりがな			生 年	年 月 日 (満 才)
氏 名			月 日	
住 所			TEL	
理由(競技大会の入賞または、貢献の内容)				
開 催 地				
大会開催日				
入 賞 成 績				
勤 続 年 数				
備 考				

※ 本申請書にご記入いただいた個人情報につきましては、役員・従業員表彰における表彰審査および役員・従業員表彰に関する連絡等に使用いたします。
また、氏名・勤続年数・事業所名につきましては、被表彰者名簿にて公開いたします。